

令和5年度

成年後見制度利用者における意思決定支援研修会 開催要項

1 趣 旨

令和4年3月25日に閣議決定された第2期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークを充実させ、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援や取組みをさらに進めることが求められています。

そのためには、認知症高齢者や障がい者等が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、一人一人の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した成年後見制度の運用が必要です。

そこで、成年後見制度利用促進の業務に携わる方、利用者を支援している方を対象に、本人の意思や考えを引き出し、本人自らの価値観や選好に基づく意思決定支援のあり方について、理解促進を図ることを目的に本研修会を開催します。

2 実施主体

山口県

3 実施機関

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

4 日 時

令和5年12月8日(金) 午後1時から午後4時まで(受付開始午後零時30分)

5 会 場

山口県健康づくりセンター 2階 第一研修室
〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号

6 参加対象

成年後見制度利用促進の業務に携わる職員や成年後見制度利用者の支援者

- ・福祉関係者(例：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護事業所、相談支援事業所、訪問看護事業所、訪問介護事業所など)
- ・市町や中核機関等の職員
- ・市町社協職員
- ・病院のソーシャルワーカーなどの医療関係者

7 定 員

80名程度

8 参加費

無料

9 申込方法

下記URLからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/7udrzUAVhf>



QRコードはこちらから
読み取ってください。

10 申込締切

令和5年11月6日(月)

11 研修プログラム

12:30～	受付
13:00～	開会の挨拶
13:05～13:50	「意思決定支援に係る事例紹介」(仮称) 講師 安光社会福祉士事務所 社会福祉士 安光 洋平 氏
13:50～14:00	休憩
14:00～14:50	「意思決定支援のあり方」(仮称) 講師 萩山口法律事務所 山口 正之 弁護士
14:50～15:00	休憩
15:00～15:55	「意思決定支援のあり方の講義を受けて事例検討」(仮称) 講師 安光社会福祉士事務所 社会福祉士 安光 洋平 氏
15:55～	閉会の挨拶

12 その他

- (1) プログラムは現時点での予定であり、変更になる可能性があります。
- (2) 本研修会はグループワーク等を行う予定であり、現場での実例を通して、苦慮している点や気づきなどの共有を図るために集合開催とします。
駐車場が混み合う恐れがありますので、お早めにお越しください。
- (3) 『申し込みフォーム』に記載された個人情報は、研修会の運営管理のみに使用させていただきます。

13 問い合わせ

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援班

担当：田淵、木村

〒753-0072 山口市大手町9-6

TEL (083)924-2845/FAX(083)922-1295

E-mail: kenri@yg-you-i-net.or.jp